

北海道食品ロス削減推進条例（仮称）案の概要

【食品ロス削減推進条例（仮称）案の骨子】

- 1 条例制定の目的
- 2 用語の定義
- 3 道の責務
- 4 食品関連事業者等及び消費者の役割
- 5 食品ロス削減週間
- 6 食品ロスの削減に関する施策の推進
- 7 その他

1 条例制定の目的

我が国最大の食料供給地域である北海道にとって、食品ロスの削減は、食育に対する理解促進、エネルギー消費量の削減等による温室効果ガス排出抑制によるSDGsの達成や、平時を含め不測の事態における食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態）の確保にもつながる重要な取組です。

この条例は、食品ロスの削減を取り進めるに当たって、様々な道民等が一体となった理解と行動が重要であることから、次の事項を定めることにより、食品ロスの削減を道民運動として総合的に推進していくことを目的としています。

- 食品ロスの削減に関し、道の責務や食品関連事業者等、消費者の役割を明らかにすること
- 食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること

2 用語の定義

この条例で使用する用語については、次のとおり定義します。

- 食品
飲食料品のうち医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のもの
- 食品ロスの削減
まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組
- 食品関連事業者等
食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体

3 道の責務

- 食品ロスの削減に関する施策を総合的・計画的に推進するものとする。
- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく食品ロス削減推進計画を策定するとともに、食品ロス発生削減に関する目標を定めるものとする。
- 食品ロスの削減に関する施策の推進に当たって、国、市町村、食品関連事業者等、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者と相互に連携を図りながら協力するものとする。
- 消費者が主体的に食品ロスの削減に理解を深め行動するよう、消費者に対し、食品の購入方法又は食品関連事業者等、関係機関・団体等が行う食品ロス削減に資する取組等の普及啓発を行うものとする。
- 食品関連事業者等、関係機関・団体等に対し、未利用食品等の活用又は先駆的な取組に関する食品ロスの削減の推進に資する情報の提供を行うものとする。

4 食品関連事業者等及び消費者の役割

- 食品関連事業者等
 - ・食品ロスの削減について、積極的に取り組むよう努め、国、道及び市町村が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 消費者
 - ・食に関する知識を深め、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品ロスの削減に積極的に取り組むよう努め、国、道及び市町村が実施する食品ロスの削減に関する施策の目的を理解し、協力を努めるものとする。

5 食品ロス削減週間

道は、道民の間に広く食品ロスの削減の推進についての理解と関心を深めるため、毎年10月24日から「食品ロスの削減の推進に関する法律」に規定する食品ロス削減の日である同月30日までの間を食品ロス削減週間とする。

6 食品ロスの削減に関する施策の推進

- 道は、食品ロスの削減に関する施策の推進のため、次のような施策を講ずるものとする。
- ・道民等の食に関する理解を深め、食品ロスの削減の取組を促進するための、普及啓発、情報の提供その他必要な施策
 - ・食品関連事業者等の食品ロスの削減に向けた取組を促進するための、人材の育成、情報の提供その他必要な施策
 - ・食品関連事業者等、消費者、関係機関・団体、市町村などが相互に連携し、これらの者が持続的・自主的な食品ロスの削減に向けた取組を行うようにするための、普及啓発、情報の提供その他必要な施策
 - ・食品関連事業者等その他の者から提供された未利用食品等を活用し、それらを必要としている者へ提供するための活動が円滑に行われるようにするための、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策

7 その他

- この条例は、公布の日から施行する。
- 知事は、社会経済情勢の変化等を勘案し、施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。